

# 修学支援新制度（給付奨学金＋授業料減免） 2022年度後期 授業料減免「継続願」手続き案内

修学支援新制度（給付奨学金と授業料等減免がセットになっている制度）対象者で、2022年度後期も引き続き授業料減免を希望する人は、『**授業料減免のための継続申請書**』の提出が必要です。

定められた期限までに提出がない場合は、**給付奨学金の受給者であっても2022年後期の授業料等減免を受けられなくなりますので**、希望者は必ず以下の通り手続きを実施してください。（\*同時に案内している、給付奨学金『在籍報告(7月度)』とは別で必要な手続きになりますのでご注意ください。）  
[授業料減免の適用対象者]

対象者で授業料減免の継続を希望する場合、速やかに必要書類をご提出ください。

- ◆ **日本学生支援機構「給付型奨学金」の受給資格を有する学生（修学支援新制度 採用者全員）**
- \* **昨年秋に家計の支援区分見直しで「支援区分外」となり、現時点で給付奨学金の受給が止まっている学生も今年の10月に新たに家計による援区分見直しを実施され、支援区分内に復活する可能性がありますので、今回の『継続願』の提出手続きは必要です。**

## ※【手続き方法】2022年度 後期分（2022年10月～2023年3月分） 『授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書』の提出

(1) 本学 HP、「国の高等教育の修学支援新制度について」から【**授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書**】をダウンロードのうえA4サイズで印刷し、直筆で記入してください。

**\*必ず学生本人が直筆で記入してください。保護者による代筆は不可です。**

(2) 所属キャンパスの学生支援グループへ、【**窓口持参**】又は【**郵送**】にてご提出ください。

【**提出期限**】 **【注意】「継続申請」の提出がない場合、2022年度後期の授業料は減免されません。**

提出締切	2022年 <b>7月25日（月）17:00</b> <b>※必着《厳守》</b>
------	---

**重要!**

**2022年10月 家計基準に係る『適格認定』が実施されます!**

毎年10月に、家計基準に基づく給付奨学金の適格認定が行われ、後期10月から翌年9月（次年度前期）の支援区分が確定します。[今年10月の適格認定で、2022年10月～2023年9月の区分が決まります。]

**※本年度の適格認定は、2021年1月～12月迄の、家計状況（世帯収入）を基に審査が実施されます。**

後期の授業料等減免については、適格認定後の給付奨学金支援区分（第Ⅰ～Ⅲ）に基づき適用されるため、10月の適格認定（家計）で『支援区分外』になった方は、授業料減免「継続願」をご提出いただいても授業料減免は実施されませんので、ご了承ください。（「継続願」提出は授業料減免を保証するものではありません。）

**【郵送先】** ※在籍キャンパスへ提出ください。

※郵送の場合、必ず追跡可能な郵便（レターパックライト・書留等）でご郵送ください。

◎ **本郷キャンパス 学生支援グループ**

〒113-0023 東京都文京区向丘 1-19-1

文京学院大学 学生支援グループ 修学支援担当者 宛

◎ **ふじみ野キャンパス 学生支援グループ**

〒356-0051 埼玉県ふじみ野市亀久保 1196

文京学院大学 学生支援グループ 修学支援担当者 宛

**【奨学金に関するお問合せ/窓口対応時間】**

・本郷キャンパス 学生支援グループ

**TEL : 03-5684-4811 月～金 8:45～18:00**

・ふじみ野キャンパス 学生支援グループ

**TEL : 049-266-0035 月～金 9:00～18:00**



修学支援新制度（給付奨学金・授業料減免）

※書類到着についての問い合わせには応じることができません。ご了承ください。

[Web ページ](#)